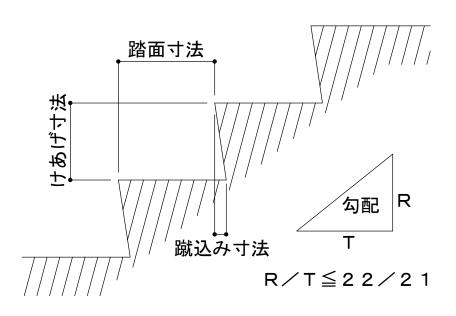
■階段 けあげ寸法・踏着寸法の関係

勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上であること。また蹴込みは30mm以下であること。

廻り階段部分における踏面寸法は、踏み面の狭い方の端から 300mmの位置において測ること。



■階段 けあげ寸法・踏面寸法(例)

踏面寸法	けあげ寸法
195mm	178~204mm
200mm	175~209mm
205mm	173~214mm
210mm	170~220mm
215mm	168~217mm
220mm	165~215mm
225mm	163~212mm
230mm	160~210mm
235mm	158~207mm
240mm	155~205mm
245mm	153~202mm

踏面寸法	けあげ寸法
250mm	150~200mm
255mm	148~197mm
260mm	145~195mm
265mm	143~192mm
270mm	140~190mm
275mm	138~187mm
280mm	135~185mm
285mm	133~182mm
290mm	130~180mm
295mm	128~177mm
300mm	125~175mm

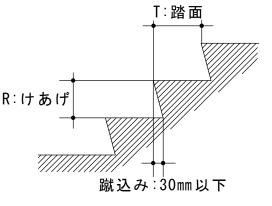
■階段

次のア~エのすべてに適合していることとします。

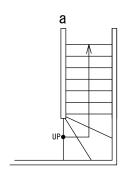
注) ホームエレベーターが設けられている場合は エ のみ

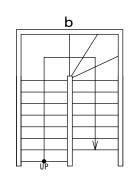
ア 各部の寸法は以下のすべての式に適合するものとします。

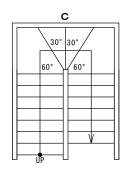
- ① R (けあげ) / T (踏面) ≦ 22/21
- 2 550mm \leq T + 2 R \leq 650mm
- Т 195mm \geq



- ※ 次の a~c のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定は適用しません。
 a 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
 - b 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
 - c 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その階面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度および60度の順となる回り階段の部分



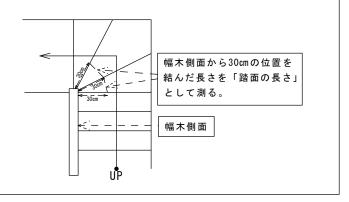




- イ 蹴込みは30mm以下とします。
- アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分にいては、踏面の狭い方から300㎜の位置における寸法とします。
- エ 建築基準法施行令第23条から第27条までに定める基準に適合するものとします。

よくある質問〈 階段 〉

- Q 回り階段の「踏面の長さ」はどのように算定 するのですか?
- A 踏み板の狭い側の幅木側面からそれぞれ30cm の位置を結ぶ箇所における寸法となります。 (「けあげ」も同様です。)



- 令和5年度より、上記 a~c の記載に加えて下記2点を追加します。 上記の記載同様、該当する場合にあっては、アの規定は適用しません。
- ① 180度屈曲部分が5段で構成され、かつ、その踏面の形状がすべて36度となる回り階段の部分
- 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の形状がすべて45度となる回り階段の部分

